平成２３年（フ）第５５号
兵庫県加古川市野口町二屋140番地の10、従前の住所兵庫県南あわじ市潮美台２丁目７番地６
債務者　松崎百合子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９２号
兵庫県姫路市高尾町96番地高尾住宅506
債務者　須田　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９５号
兵庫県姫路市白浜町乙739番地４　第一和興ハイツ501号
債務者　鎌田　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１３号
兵庫県神崎郡福崎町福田296番地、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町福田357番地５
債務者　ローテローゼつぼたこと　坪田みち代
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４１号
兵庫県高砂市時光寺町２番18号、従前の住所兵庫県高砂市曽根町442番地の21
債務者　若林　助市
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１号
鳥取県西伯郡南部町鴨部1265番地
債務者　内田ひろゑ
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８９０号
広島県廿日市市宮内2092番地１
債務者　佐伯　直子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４号
広島市西区己斐上３丁目69番５号
債務者　田原　力雄
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５号
広島市西区己斐上３丁目69番５号
債務者　田原奈津子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０号
広島市安佐南区祇園６丁目８番35―102号
債務者　平本　江里（旧姓西本）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６５号
広島市中区舟入中町７番10―701号
債務者　前田千賀子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁45番地１　浜四拾五番館208号、住民票上の住所徳島県美馬市美馬町字中山37番地
債務者　中川　重人
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１４号
香川県丸亀市川西町南1492番地５
債務者　渡辺　絹子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２７号
香川県仲多度郡まんのう町造田3242番地
債務者　大木元孝守
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０号
福岡県八女郡広川町大字新代1351番地９　広川ハイツＣ棟105号
債務者　寺園　三郎
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第９７号
北九州市八幡西区上上津役４丁目３番１―401号
債務者　桂　　静枝
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９８号
北九州市八幡東区日の出３丁目21番１―303号
債務者　山﨑　義人
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部